

地域密着型特別養護老人ホーム星の里 利用料金（2023年7月改定）

1. 介護サービス費（単位数）

項目		要介護度					
		1	2	3	4	5	
日額	基本サービス費	661	730	803	874	942	
	夜勤職員配置加算Ⅱ	46					
	栄養マネジメント強化加算	11					
	看護体制加算Ⅰ	12					
	看護体制加算Ⅱ	23					
	日常生活継続支援加算	46					
	日額合計	799	868	941	1,012	1,080	
月額	日額合計×31日	24,769	26,908	29,171	31,372	33,480	
	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50					
	排せつ支援加算Ⅰ	10					
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13					
	生活機能向上連携加算	200					
	介護職員等特定処遇改善加算（算出例）※	676	734	795	854	911	
	介護職員処遇改善加算（算出例）※	2,078	2,256	2,444	2,627	2,801	
	介護職員ベースアップ等支援加算（算出例）※	401	435	471	506	540	
	月額合計（A）	1割	28,197円	30,606円	33,154円	35,632円	38,005円
		2割	56,394円	61,212円	66,308円	71,264円	76,010円
3割		84,591円	91,818円	99,462円	106,896円	114,015円	

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は基本サービス費と各種加算の合計に既定の加算率を乗じて計算しますので、金額は一定ではありません。

2. 居住費・食費（介護保険負担限度額認定証にて確認）

対象者※1		段階	居住費※2、3	食費※4	月額合計（B）
が本人及び住民税非課税世帯全員	生活保護受給者等	1段階	820円	300円	34,720円
	老齢福年金受給者				
	年金収入等80万円以下	2段階	820円	390円	37,510円
	年金収入等80万円超120万円以下	3段階①	1,310円	650円	60,760円
	年金収入等120万円超	3段階②	1,310円	1,360円	82,770円
上記以外の方		4段階	2,400円	1,660円	125,860円

※1 年金収入等とは、公的年金等収入金額（非課税年金を含む）+その他の合計所得金額のことで。

※2 入院・外泊中においては、所定の居住費をご負担いただきます。

（入院・外泊中のお部屋を短期入所のお部屋として使わせていただく場合は居住費のご負担はありません）

※3 お手洗い・洗面台付のお部屋をご利用の場合、1日100円が追加となります。

※4 負担限度額4段階の方で、経管栄養の場合は食費が1,445円となります。

3. 各種加算の説明

加算項目		内容（算定要件）	自己負担額		
			1割	2割	3割
入所時	初期加算	入居から30日間算定	30円	60円	90円
	安全対策体制加算（1回のみ）	安全対策を実施する体制が整備されている場合	20円	40円	60円
月額	夜勤職員配置加算Ⅱ	夜間帯に配置基準より1名多く配置している場合	46円	92円	138円
	看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名配置している場合	12円	24円	36円
	看護体制加算Ⅱ	看護職員を常勤換算で2名以上配置している場合	23円	46円	69円
	日常生活継続支援加算	重度者の入居受入れを行っている場合	46円	92円	138円
	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練計画に基づき、機能訓練を行う場合	12円	24円	36円
	外泊時費用（月6回まで）	入院又は外泊を行う場合	246円	492円	738円
	看取り介護加算Ⅰ	看取り介護を行う場合			
	①ご逝去当日	1,280円	2,560円	3,840円	
	②ご逝去の前日、前々日	680円	1,360円	2,040円	
	③ご逝去30日～4日前	144円	288円	432円	
	④ご逝去45日～31日前	72円	144円	216円	
回数	療養食加算（1日3回）	医師の食事せんに基づく食事を提供する場合	6円	12円	18円
	再入所時栄養連携加算	退院時の栄養管理に関する調整を行った場合	200円	400円	600円
月額	科学的介護推進体制加算Ⅱ	入居者様に関わるデータ（栄養、褥瘡、認知症など）を厚生労働省の科学的介護情報システムに提出し、情報を提供を受けて、ケアプランへ反映する体制を整えている場合	50円	100円	150円
	口腔衛生管理加算Ⅰ	歯科衛生士が月に2回口腔ケアを行った場合	90円	180円	270円
	口腔衛生管理加算Ⅱ	口腔衛生管理加算Ⅰに加えて、厚生労働省の科学的介護情報システムにデータ提出を行う場合	110円	220円	330円
	経口維持加算Ⅰ	経口摂取が継続できるよう支援を行った場合	400円	800円	1,200円
	経口維持加算Ⅱ	医師、歯科医師等の専門職が計画作成に加わった場合	100円	200円	300円
	個別機能訓練加算Ⅱ	個別機能訓練加算Ⅰに加えて、厚生労働省の科学的介護情報システムにデータ提出を行う場合	20円	40円	60円
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡の定期的な評価と管理を行う場合	3円	6円	9円
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡マネジメント加算Ⅰに加え、褥瘡発生が無い場合	13円	26円	39円
	自立支援促進加算	寝たきり防止のための機能訓練や介護を行う場合	300円	600円	900円
	ADL維持等加算Ⅰ	食事・入浴・着替えなどの日常生活動作が維持できた場合	30円	60円	90円
	ADL維持等加算Ⅱ	日常生活動作の維持水準が高い場合	60円	120円	180円
	排せつ支援加算Ⅰ	排せつに関する評価を行い、要介護状態の軽減が見込まれるものについて支援計画を作成し、実施している場合	10円	20円	30円
	排せつ支援加算Ⅱ	排せつ支援加算Ⅰに加え、排泄の状態が維持・改善された場合	15円	30円	45円
	排せつ支援加算Ⅲ	排せつ支援加算Ⅰに加え、排泄の状態が維持・改善され、おむつ使用から使用無しに改善した場合	20円	40円	60円
	生活機能向上連携加算	医療機関の理学療法士等と連携し、機能訓練計画を作成した場合	100円	200円	300円
介護職員等特定処遇改善加算	基本サービス費と各種加算の総単位数×2.7%	/			
介護職員処遇改善加算	基本サービス費と各種加算の総単位数×8.3%				

4. 月額料金合計

項目 (A) + (B)		要介護度				
		1	2	3	4	5
負担限度額1段階		62,917円	65,326円	67,874円	70,352円	72,725円
負担限度額2段階		65,707円	68,116円	70,664円	73,142円	75,515円
負担限度額3段階①		88,957円	91,366円	93,914円	96,392円	98,765円
負担限度額3段階②		110,967円	113,376円	115,924円	118,402円	120,775円
負担限度額4段階	1割	154,057円	156,466円	159,014円	161,492円	163,865円
	2割	182,254円	187,072円	192,168円	197,124円	201,870円
	3割	210,451円	217,678円	225,322円	232,756円	239,875円

※負担限度額1段階の方が個室を利用される場合は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証が必要です。

5. その他

- ・上記は標準的な金額であり、実際の請求額と異なる場合があります。
- ・オムツ類、洗濯物、リネン類は料金に含まれておりますが、医療費は含まれておりません。
- ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方は、軽減率に応じて割引が行われます。
- ・被爆者手帳をお持ちの方は、介護サービス費の自己負担分が免除されます。